



鳥取県公報

平成16年6月11日(金)
第7593号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (455) (福祉保健課) 1
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (456) (") 1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (457) (") 2
	鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正 (458) (審査指導室) 2
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (28) 2
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 3
調達公告	随意契約の相手方の決定 (会計管理室) 4

告 示

鳥取県告示第455号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たんぼ薬局	鳥取市西町一丁目211	平成16年5月10日
山県整形外科医院	米子市旗ヶ崎一丁目5 - 6	平成16年5月15日

鳥取県告示第456号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人岡田医院	八頭郡家町大字花294	平成16年3月1日

鳥取県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
森下医院	八頭郡河原町大字河原197 - 3	平成16年4月13日

鳥取県告示第458号

鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成7年12月26日決定）の一部を次のように改正する。

平成16年6月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>出納局審査指導室</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>出納局審査課</u> において処理する。

附 則

この改正は、平成16年6月3日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成16年6月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,859

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,823
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,240
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,404
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,147
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,098
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,000
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,549
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,022
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,147
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,005
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,703

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年6月11日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成16年7月2日 午前10時から午後4時まで	米子市上福原1226 - 6 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成16年7月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

- イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習課目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査
- 初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
- 所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料
- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 7 携行品
- 筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年6月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 電子計算組織による財務会計事務処理 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成16年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 299,879,895円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県出納局会計管理室
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220